

## 市会改革推進委員会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市会改革推進委員会要綱第12条第2項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、車いす・盲導犬等傍聴席及び記者席に分ける。

2 一般席は、次項及び第4項に掲げる席を利用する者以外の者の傍聴の用に供する。

3 車いす・盲導犬等傍聴席は、車いす利用者又は身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法第2条に規定する身体障害者補助犬をいう。）を同伴する者の傍聴の用に供する。ただし、車いす利用者又は身体障害者補助犬を同伴する者がいない場合は、これを一般席とすることができる。

4 記者席は、報道関係者の傍聴の用に供する。

(傍聴券の交付等)

第3条 委員会を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる傍聴券の交付を受け、これを常に携帯しなければならない。

(1) 一般席 一般傍聴券

(2) 車いす・盲導犬等傍聴席 車いす・盲導犬等傍聴券

(傍聴券の交付枚数)

第4条 傍聴券の交付枚数は、次のとおりとする。

(1) 一般傍聴券 9枚

(2) 車いす・盲導犬等傍聴券 1枚

2 委員長は、第6条の規定により傍聴券の返還を受けたときは、当該返還を受けた傍聴券の枚数を超えない範囲内で、同種の傍聴券を追加して交付することができる。

(傍聴券の交付方法)

第5条 傍聴券は、委員会の当日、市会受付において、当該委員会が開会する1時間前から先着順に交付する。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときは、これを返還しなければならない。

(会議室への入退室)

第7条 傍聴券の交付を受けた者は、委員会が開会し、又は再開する10分前から会議室に入室することができる。

2 傍聴券の交付を受けた者は、委員会の休憩中、退室しなければならない。ただし、休憩時間が10分以内である場合は、この限りでない。

(資料の配布)

第8条 委員長は、委員会で用いる資料を傍聴人に配布する。

(会議室に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入ることができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議の進行の妨げになる行為をしないこと。
- (2) 他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 録音又は撮影をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(市会事務局職員の指示)

第11条 傍聴人は、市会事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 委員長は、傍聴人がこの要綱に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該者を退場させることができる。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。